議案第34号

市道路線の廃止について

下記の市道路線を廃止するため、道路法(昭和27年法律第180号)第 10条第3項の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年9月4日提出

市川市長 大 久 保 博

記

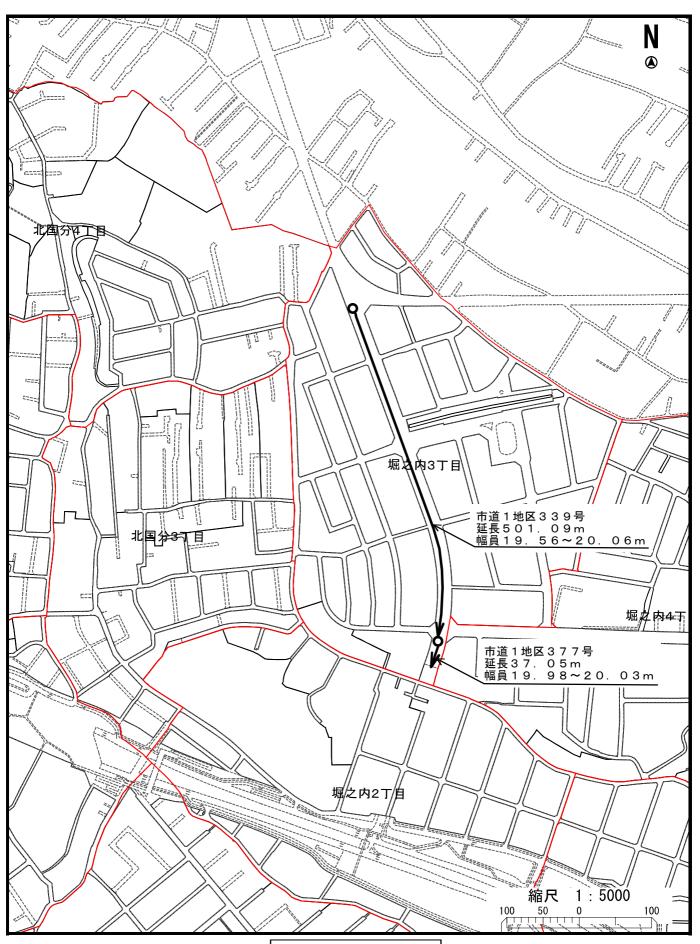
整理	路線名	起点	延長	幅員
番号		終 点	(m)	(m)
1	1地区	堀之内三丁目 2849 番地先	501.09	19.56~
	3 3 9 号	堀之内三丁目 3198 番地先		20.06
2	1地区	堀之内四丁目 3201 番地先	37.05	19.98~
	3 7 7 号	堀之内三丁目 3198 番地先		20.03

理 由

市川都市計画道路 3 ・ 4 ・ 1 2 号北国分線の整備に伴い、現在市道である路線を、新たに整備を行う路線と接続することにより、一本の路線として再編成するため、廃止する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議案第34号の参考図



位 置 図